

令和6年度

朝日町高齢者タクシー 利用助成事業のご案内



満75歳以上の方が、日常生活における交通手段として
タクシーを利用する場合に利用料金の一部を助成します。

対象者

朝日町内に住所を有する方で
満75歳以上の方

※ただし、重度心身障害者タ
クシー料金助成および障害
者自動車燃料費用助成を受
けている方を除きます。

助成内容

登録を決定した翌月から
当該年度の3月まで

1ヶ月あたり4枚の助成券
(1枚500円)を交付します。

【年間最大48枚】

使用可能枚数

1回の乗車につき、
助成券 **(500円) × 2枚**
まで使用できます。

申請受付

受付開始日：

令和6年3月1日(金)

受付場所：

朝日町役場 保険福祉課

申請から利用まで

申 請

保険福祉課へ申請書を提出してください。代理の方、または郵送でも申請可能です。

審 査

申請内容を審査し、登録決定または却下を判定します。

交 付

登録決定された方へは、通知書に同封して登録証および助成券をお送りします。
なお、登録済の方が更新される場合は、現在お持ちの登録証をご利用ください。

利 用

協力機関(裏面)のタクシーを利用する際に、登録証を提示することで助成券を使用することができます。

協 力 機 関

名鉄四日市タクシー	0570-023-003
三交タクシー	(四日市) 059-352-7171 (桑名) 0594-22-1500
三重近鉄タクシー	(四日市) 059-352-5181 (桑名) 0594-76-5050
勢の國交通	059-348-1192
四日市つばめ交通	059-330-5111



利 用 方 法 等

- 協力機関のタクシー会社へ直接連絡してください。
- ご利用の際は、必ず本人が乗車するとともに、乗車時に登録証を乗務員に提示してください。
- 助成券は運賃の一部として提出し、残りの代金はお支払いください。
- 1回の乗車につき、助成券 **(500円) × 2枚**まで使用できます。
タクシー料金が使用する助成券金額未満の場合、差額（おつり）は受け取れません。
- 登録者が複数人乗車された場合であっても、全員で助成券2枚までしか使用できません。
- 助成券を換金、譲渡することはできません。
- 交付した助成券の再交付はできません。ただし、破損および汚損した場合は現物との交換を認めます。
- 有効期間の過ぎた助成券は保険福祉課へ返還してください。
- 登録者が次の事項に該当した場合は、速やかに届け出し、登録証と未使用の助成券を保険福祉課へ返還してください。
 - ① 制度を受ける必要がなくなったとき。
 - ② 対象者の要件のいずれにも該当しなくなったとき。

お 問 い 合 わ せ 先

朝日町役場 保険福祉課 (TEL) 059-377-5659